

## 郡山市上下水道局職員厚生委員会要領

### (目的)

第1条 厚生委員会は、職員の健康な文化、教養、体育等の活動を通じて職員の健康増進と職場の明朗化を図り、業務能率の向上及び親睦を図ることを目的とする。

### (組織)

第2条 厚生委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、上下水道局長をもって充てる。
- 3 副委員長には、総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、総務課長補佐及び別表に掲げる課等が推薦する者とする。この場合において、青年女性部からの推薦者は、女性とする。
- 5 委員長は、厚生委員会を代表し、その会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 厚生委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

### (実行委員会)

第5条 委員長は、厚生委員会で決定された厚生行事に応じ、当該行事を実行するため、実行委員会を置く。

- 2 実行委員会は、実行委員長、副実行委員長及び実行委員をもって組織する。
- 3 実行委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 副実行委員長は、総務課長補佐をもって充てる。
- 5 実行委員は、実行委員長が厚生委員の中から指名する者とする。

### (事務局)

第6条 厚生委員会及び実行委員会の事務局を総務課に置く。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年5月9日から施行する。

別表（第2条関係）

課 等
総 務 課
経 営 管 理 課
お 客 様 サ ー ビ ス 課
水 道 施 設 課
浄 水 課
下 水 道 整 備 課
下 水 道 保 全 課
労 働 組 合
労 働 組 合 青 年 女 性 部